

名古屋港審議会運営規程の一部改正について

名古屋港審議会運営規程の一部を改正する規程を次のように定めるものとする。

平成十九年四月二十三日提出

名古屋港審議会議長 愛知県知事 神 田 真 秋

名古屋港審議会運営規程の一部を改正する規程

名古屋港審議会運営規程（昭和五十年一月二十七日制定）の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「急施」を「緊急」に改める。

第七条第二項第一号中「第一条の二」を「第一条の六」に改める。

附 則

この規程は、平成十九年四月二十三日から施行する。

説 明

この案を提出するのは、港湾法施行規則の一部改正及び地方自治法の一部改正に伴い、名古屋港審議会運営規程を改正する必要があるからである。